



目次

規 則	ページ
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託 (政策企画課)	1
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定 ( " )	1
○高知県私立学校審議会委員の任命 (私学・大学支援課)	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (鳥獣対策課)	1
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	2
○遊漁規則の一部変更の認可 ( " )	4
○高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数が定められた漁業の許可等の申請期間の定め ( " )	5
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	5
○道路の供用開始 (3件) ( " )	5
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	6
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	6
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	6
落札公告	
○落札者等の公告 (危機管理・防災課)	6

規 則

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年5月29日  
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第49号

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

高知県災害救助法施行細則（昭和23年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の1の(2)のアの(イ)中「5,516,000円」を「561万

円」に改め、同表の2の(1)のうち「1,130円」を「1,140円」に改め、同表の3の(3)のアの表中「18,400円」を「18,500円」に、「23,700円」を「23,800円」に、「34,900円」を「35,100円」に、「41,800円」を「42,000円」に、「52,900円」を「53,200円」に、「30,400円」を「30,600円」に、「39,500円」を「39,700円」に、「54,900円」を「55,200円」に、「64,200円」を「64,500円」に、「80,800円」を「81,200円」に、「11,100円」を「11,200円」に改め、同表の3の(3)のイの表中「12,100円」を「12,200円」に、「14,700円」を「14,800円」に、「18,600円」を「18,700円」に、「12,700円」を「12,800円」に、「18,000円」を「18,100円」に、「21,400円」を「21,500円」に、「27,000円」を「27,100円」に改め、同表の6の(2)中「574,000円」を「584,000円」に改め、同表の7の(2)中「135,100円」を「135,400円」に改め、同表の12の(3)中「210,200円」を「211,300円」に、「168,100円」を「168,900円」に改める。

別表第2の1の(1)のうち「14,200円」を「14,300円」に改め、同表の1の(1)のキ中「20,800円」を「21,200円」に改め、同表の1の(1)のク中「21,300円」を「21,700円」に改め、同表の1の(1)のク中「21,600円」を「22,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第449号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金（以下「寄附金」という。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

委託した者		委託の内容	委託期間
所在地	名称		
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	楽天株式会社	インターネットを利用して納付される寄附金の収納事務	平成30年6月8日から平成31年3月31日まで
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる	〃	平成30年6月11日から

			平成31年3月31日まで
--	--	--	--------------

高知県告示第450号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	楽天株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	平成30年6月8日から平成31年3月31日まで
東京都港区東新橋一丁目9番2号	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社		平成30年6月11日から平成31年3月31日まで

高知県告示第451号

次の者を平成30年5月1日付けで高知県私立学校審議会委員に任命した。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

氏名

役職名

宮地 彌典 高知県私立幼稚園連合会長  
森 暁 高知中・高等学校長  
亀井 秀彦 高知県商工会連合会専務理事  
柳林 信彦 高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門教授  
石原 文子 有限会社特選呉服いしはら役員

高知県告示第452号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

<p>平成30年5月29日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称 土佐の里山グループ合同会社</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所 安芸郡北川村弘瀬127番地</p> <p>3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名 弘田 純清</p> <p>4 変更事項 法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（夜間銃猟に係る捕獲従事者の追加）</p> <p>5 認定年月日 平成30年5月10日</p> <p><b>高知県告示第453号</b> 漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。 平成30年5月29日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件 ◎区画漁業権（6件）</p> <p>1 公示番号 内区第101号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 四万十市間崎間崎島東側地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,400メートル距離標 基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,600メートル距離標 ア 甲から乙を見通した線から右に145度40分の線上甲から172メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に161度10分の線上甲から153メートルの点 ウ 乙から甲を見通した線から左に171度10分の線上乙から177メートルの点 エ 乙から甲を見通した線から左に150度50分の線上乙から201メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から右に96度50分の線上甲から110メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期</p>	<p>第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業</p> <p>(3) 地元地区 四万十市のうち間崎及び津蔵淵</p> <p>(4) 制限又は条件 なし</p> <p>2 公示番号 内区第102号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省1,000メートル距離標 基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,400メートル距離標 ア 甲から乙を見通した線から左に1度20分の線上甲から286メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に22度30分の線上甲から300メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に38度30分の線上甲から225メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に30度の線上甲から110メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業</p> <p>(3) 地元地区 四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(4) 制限又は条件 なし</p> <p>3 公示番号 内区第103号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省1,000メートル距離標 基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,400メートル距離標 ア 甲から乙を見通した線から右に110度50分の線上甲から241メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に74度20分の</p>	<p>線上甲から196メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に65度30分の線上甲から375メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に70度10分の線上甲から381メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から右に86度20分の線上甲から241メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から右に97度10分の線上甲から261メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業</p> <p>(3) 地元地区 四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(4) 制限又は条件 なし</p> <p>4 公示番号 内区第104号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤東側地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省400メートル距離標 基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,200メートル距離標 基点丙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省2,000メートル距離標 ア 甲から乙を見通した線から右に155度20分の線上甲から182メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に150度30分の線上甲から83メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に11度40分の線上甲から153メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に10度の線上甲から152メートルの点 オ 乙から甲を見通した線から左に3度の線上乙から334メートルの点 カ 乙から甲を見通した線から左に55度50分の線上乙から52メートルの点 キ 乙から甲を見通した線から左に145度50分の線上乙から115メートルの点</p>
---	---	--

<p>ク 乙から甲を見通した線から左に134度20分の線上乙から134メートルの点</p> <p>ケ 乙から甲を見通した線から左に150度20分の線上乙から254メートルの点</p> <p>コ 丙から乙を見通した線から左に35度10分の線上丙から217メートルの点</p> <p>サ 丙から乙を見通した線から左に106度40分の線上丙から368メートルの点</p> <p>シ 丙から乙を見通した線から左に101度50分の線上丙から371メートルの点</p> <p>ス 丙から乙を見通した線から左に59度の線上丙から256メートルの点</p> <p>セ 丙から乙を見通した線から左に22度20分の線上丙から342メートルの点</p> <p>ソ 乙から甲を見通した線から左に139度40分の線上乙から282メートルの点</p> <p>タ 乙から甲を見通した線から左に29度線上乙から242メートルの点</p> <p>チ 乙から甲を見通した線から左に15度10分の線上乙から253メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチアを結ぶ17直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期            漁業の種類 漁業の時期            第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで            類養殖業</p> <p>(3) 地元地区            四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(4) 制限又は条件            次の区域においては、船舶の航行を妨げてはならない。            点の位置            基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省400メートル距離標            基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,200メートル距離標            ア 甲から乙を見通した線から右に155度20分の線上甲から182メートルの点            イ 甲から乙を見通した線から右に154度10分の線上甲から141メートルの点            ウ 甲から乙を見通した線から右に144度30分の線上甲から129メートルの点            アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>5 公示番号 内区第105号            (1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤西側地先</p> <p>イ 漁場の区域            点の位置            基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,600メートル距離標            基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省2,000メートル距離標            ア 甲から乙を見通した線から左に90度14分の線上甲から191メートルの点            イ 甲から乙を見通した線から左に85度46分の線上甲から107メートルの点            ウ 甲から乙を見通した線から左に147度2分の線上甲から168メートルの点            エ 甲から乙を見通した線から左に130度26分の線上甲から231メートルの点            アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期            漁業の種類 漁業の時期            第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで            類養殖業</p> <p>(3) 地元地区            四万十市のうち間崎、津蔵淵、水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(4) 制限又は条件            なし</p> <p>6 公示番号 内区第106号            (1) 漁場の位置及び区域            ア 漁場の位置 四万十市下田大島東側地先            イ 漁場の区域            点の位置            基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,600メートル距離標            基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省2,000メートル距離標            ア 甲から乙を見通した線から左に70度12分の線上甲から541メートルの点            イ 甲から乙を見通した線から左に63度44分の線上甲から479メートルの点            ウ 甲から乙を見通した線から左に79度28分の線上甲から386メートルの点            エ 甲から乙を見通した線から左に84度46分の線上甲から461メートルの点            アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>	<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期            漁業の種類 漁業の時期            第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで            類養殖業</p> <p>(3) 地元地区            四万十市のうち間崎、津蔵淵、水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(4) 制限又は条件            なし</p> <p>第2 漁業権の及ばない区域            漁場の敷地が他人の所有に属する区域又は水面が他人の占有に係る区域であって、その所有者又は占有者の同意がないもの</p> <p>第3 免許予定日            平成30年9月1日</p> <p>第4 漁業権の免許申請期間            平成30年6月4日から同年7月19日まで</p> <p>第5 漁業権の存続期間            免許の日から平成35年8月31日まで            (この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)</p>
---	---	---

**高知県告示第454号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成30年5月14日に次のとおり認可した。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 芸陽漁業協同組合 内共第507号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10

(2) 漁業権の免許番号

内共第507号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第5条第6項中「6月1日から翌年の5月31日まで」を「3月1日から翌年の2月末日まで」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成31年1月1日

2 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5

(2) 漁業権の免許番号

内共第513号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第2条第1項中「さお漁」を「さお漁（しゃくり漁及び玉掛けを含む。）」に改める。

第4条第1項の表中

あゆ	なげ網	高さ0.85メートル以下、浮子側長30メートル以下のもの、1統のみとすること及び日没から日の出までの間は、使用しないこと。
	大正網	高さ0.8メートル以下、浮子側長15メートル以下のもの、1統のみとすること及び日没から日の出までの間は、使用しないこと。

を「

あゆ	しゃくり漁	顔面に密着し、又は口でくわえる箱ピンを使用しないこと。
	玉掛け	使用するハリの総数は、4本以下とし、直径4センチメートル以下のイカリバリとすること。
	なげ網	高さ0.85メートル以下、浮子側長30メートル以下のもの、1統のみとすること、日の入りから日の出までの間は、使用しないこと及びその他の漁

		具を併用しないこと。
	大正網	高さ0.8メートル以下、浮子側長15メートル以下のもの、1統のみとすること、日の入りから日の出までの間は、使用しないこと及びその他の漁具を併用しないこと。
	と網	その他の漁具を併用しないこと。

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年6月1日

**高知県告示第455号**

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）で告示した同規則第25条第1項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定められた漁業に係る同規則第8条第1項の許可又は同規則第21条第1項の認可の申請の期間は、平成30年6月1日から同月14日までとする。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第456号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年5月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村柚ノ木字カタシギ山1331番1地先から幡多郡三原村廣野字西名本屋敷693番3まで	前	8.1 }	573
		29.3	
幡多郡三原村柚ノ木字コギレ1167番1地先から幡多郡三原村廣野字西名本屋敷693番3まで	後	8.1 }	638
		47.0	

**高知県告示第457号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年5月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市三ツ又字カケバタ557番イ	前	2.8 }	67
		4.8	
	後	4.2 }	67
		63.2	

**高知県告示第458号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年5月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山川野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町福万字立石336番2	前	7.1 }	70
		9.8	
	後	9.3 }	70
		29.4	

**高知県告示第459号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年5月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村柚ノ木字コギレ1167番1地先から幡多郡三原村廣野字西名本屋敷693番3まで	638	平成30年5月29日

**高知県告示第460号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年5月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒岩東浜
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノロ字伊条尻甲2509番1から安芸市井ノロ字カキ添甲2403番1まで	35	平成30年5月29日

**高知県告示第461号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年5月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷檜原
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

高岡郡樺原町下本村644番から 高岡郡樺原町下本村880番 1まで	223	平成30年5月29日
---	-----	------------

**高知県告示第462号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町西野字チノ丸	663番1	5.02	30.65	

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、用石須賀土地改良区の定款の変更を平成30年5月14日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により中土佐町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
中土佐都市計画下水道
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び中土佐町役場

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成30年度高知県防災行政無線システム保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県危機管理部危機管理・防災課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立国際電気四国支社 高知市駅前町5番5号
- 5 落札金額  
68,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成30年2月16日